

CCS事業・国内法検討ワーキンググループ第2回資料
(2)

二酸化炭素の法的性質

2022年10月7日

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 紺野博靖

二酸化炭素の法的性質

1. 分離回収された二酸化炭素は、大気放出された二酸化炭素と異なり、法的に有意な様々な経済的価値を持つ。以下はその一例。
 - ① CO₂を原料とする製品（メタネーションによる合成燃料、ドライアイス、炭酸水）の製造者に対して売買できる。
 - ② SDGs投資の観点で利益を享受できる。
 - ③ カーボンクレジットを通じて価値を取得し、取引できる。
 2. 経済的価値を持つため、分離回収された二酸化炭素は、大気放出された二酸化炭素と異なり、誰の二酸化炭素か、その二酸化炭素の数量は幾らか、などといった観点から管理に服する。
 3. 炭素原料の安定供給、カーボンニュートラル等の観点から、今後、分離回収された二酸化炭素が持つ経済的価値に着目した取引及び市場が活発になる可能性がある。
- 
- 大気放出された二酸化炭素と異なり、分離回収された二酸化炭素については「所有権放棄の意思」が認められないと解するのが合理的。
 - 次項以降で紹介する廃炭に関する最高裁判例や海外CCSビジネスモデルを参考にしても、「所有権放棄の意思」が認められないと解することが妥当。

長期間放置していた廃炭の 「所有権放棄の意思」を否定した最高裁判例

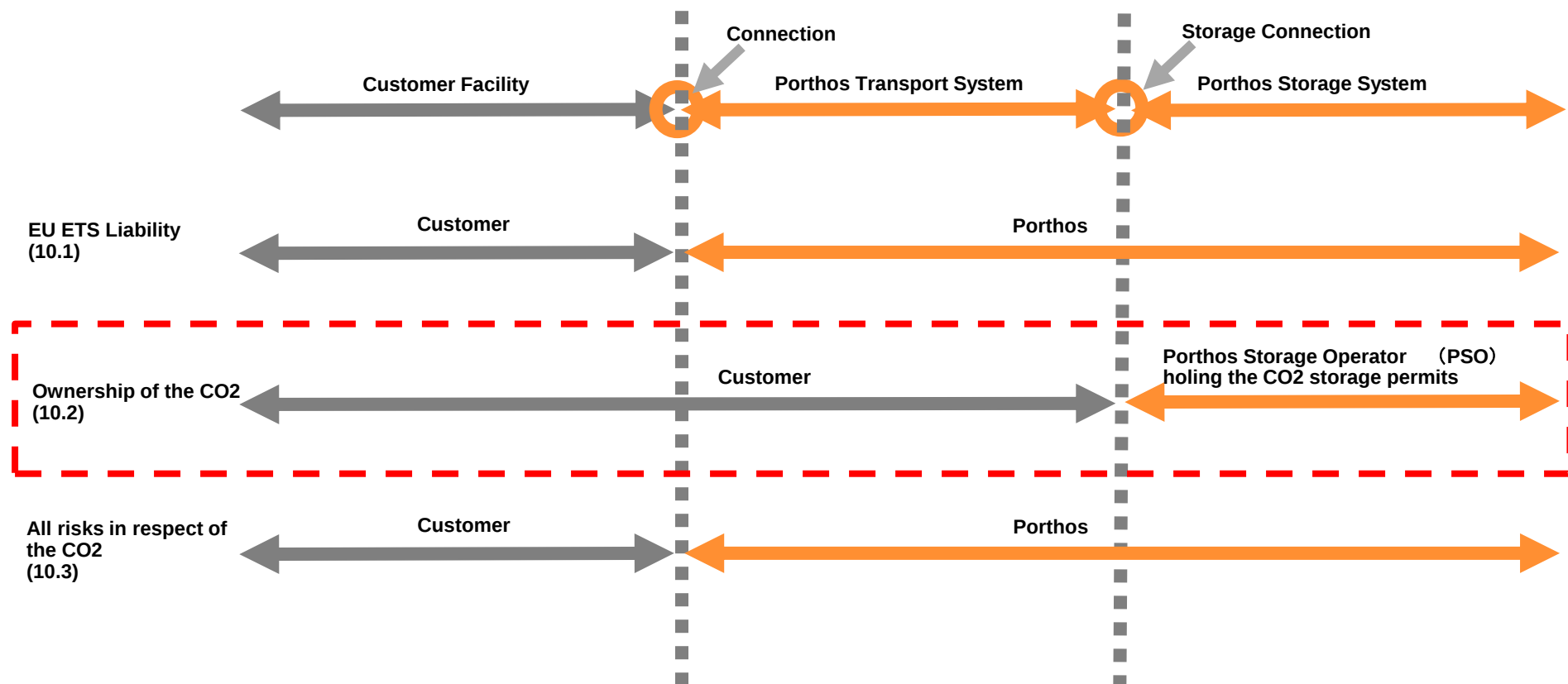
昭和27年12月26日最高裁判所第二小法廷判決・最高裁民集六卷一二号一三〇二頁

炭鉱会社(A社)が、自己の鉱区内に約20、30年前から搬出、堆積していた廃炭について、当該廃炭の所有権の放棄が認められるか否かが争点となった事案。

原審は、証拠により、本件廃炭は貧鉱であるが、選別すればいわゆる選別炭として利用価値があること、平時このような貧鉱を選別することは、採算の関係上、業者の敢てしないところであるが、戦時その他燃料不足の際には選別利用されて来たこと、本件廃炭の存する炭鉱地帯では、この種廃炭の売買が以前から広く行われていること、上告会社(A社)は本件廃炭を他日利用することを予期しつつ、自己所有地内にこれを放置していたものであること並びに上告会社は現に戦争のあるたびごとにこれを採掘利用して来たこと等を認定した上、これ等の諸事実(即ち、本件廃炭の品質、この種廃炭の利用及び取引の実情、本件廃炭を放置した上告会社の真意、放置の状況並びに本件廃炭利用の実績等)を総合して、上告会社が本件現場に動産たる廃炭を逐次集積するに当たっては、所有権放棄の意思を有しなかった事実を推認したものであることは、原判文を通読して容易に了解し得るところである。

されば、原判示には所論のような混同はないのみならず、このような事実認定をしても、かならずしも実験則に違背するものとはいいい得ない。

二酸化炭素の所有権の存在を前提とするCCSビジネスモデル例 (オランダのPorthosのモデル契約)



- 分離回収された二酸化炭素の所有権は、輸送システムと貯留システムの連結点 (Storage Connection) において、原排出者 (Customer) から貯留事業者に移転すると定められている。
- 原排出者が二酸化炭素の所有権を放棄して二酸化炭素が無主物 (誰の所有物でもない) になるわけではない。

IEA・CCUSハンドブックの勧告

IEA2022年7月「Legal and Regulatory Frameworks for CCUS」(以下「IEA・CCUSハンドブック」という。)は、「政策立案者および立法者が実践すべき優先的措置」の中で、「規制の適用範囲の画定」という項目をあげ、その中で、以下の点を指摘している(17頁)。

- ✓ Review definitions of hazardous waste, pollutants and commodities to ensure the classification of CO2 under existing frameworks does not act as a barrier to CO2 transport or storage. (有害廃棄物、汚染物質および商品の定義を見直し、既存の枠組みのもとでのCO2の分類がCO2の輸送や貯留の障壁になっていないことを確認せよ。)
- ✓ Clearly define CO2 ownership across the CCUS value chain, especially for frameworks that may promote a common carrier model for transport. (特に共通キャリアモデルによる輸送を促進できる可能性のある枠組みの場合をはじめ、CCUSのバリューチェーン全体におけるCO2の所有権を明確に定義せよ。)

そして、IEA・CCUSハンドブック23頁は、「Are there any unintended consequences? For example, hazardous waste regulation may classify CO2 as a pollutant and prevent injection, limit its transport or add further permitting requirements. (意図しない帰結は生じないか。例えば、有害廃棄物規制では、CO2を汚染物質としての分類、圧入の防止、輸送の制限、あるいはさらに詳細な許可要件の追加などが起こる可能性がある。)」と指摘した上で、「Whether specific exemptions are required to remove any barriers to CCUS. (CCUSに対する障壁を取り除くのに、具体的な適用免除が必要になるか。)」という点を判断すべきと述べる。

- 上記のようにIEA・CCUSハンドブックは、分離回収されたCO2が「廃棄物」規制の適用対象となることが輸送貯留の障壁になる場合には、その適用除外を検討すべき旨を勧告する。
- また、米国オフショア規制について、「the new framework specifically exclude “carbon dioxide stream(s) injected for the purpose of carbon sequestration” from existing ocean waste regulations(新たな枠組みは、「炭素隔離の目的で圧入される二酸化炭素」を、既存の海洋廃棄物規制から明確に除外している。)」と紹介している(35頁)。

参考資料

CO2 StreamにWasteを含ませない旨の条項 例

EUのCCS指令第12条

A CO2 stream shall consist overwhelmingly of carbon dioxide. To this end, **no waste** or other matter may be added for the purpose of disposing of that waste or other matter.

英国CCS規則Schedule 2の第1条第2項

The stream must contain **no waste** or other matter added for the purposes of disposal.

米国S43 U.S. Code § 1331 – Definitionsの(r)

The term “carbon dioxide stream” does not include additional **waste** or other matter added to the carbon dioxide stream for the purpose of disposal.

- CO2 Streamにwasteその他の物が加えられることを認めず(EU)、CO2 Streamにwasteその他の物が含まれることを認めていない(英国、米国)。
- 分離回収されたCO2 Stream自体は、Waste(廃棄物)ではないことを前提としていると解される。

